

子ども・子育て会議とは

子ども・子育て会議（国）とは

子ども・子育て支援法（平成24年）に基づき、子育て支援の政策に参画するため、平成25年4月に内閣府に設置された審議会。

保護者、都道府県知事、市町村長、事業主や労働者の代表、学識経験者等から内閣総理大臣に任命された25名以内の委員で構成。

認定こども園や保育施設の設置・運営にかかわる基準、保育施設等に支払われる費用や保護者が負担する費用の基準等を審議する。

地方版（市町村）子ども・子育て会議

平成25年4月以降、国の規定と同じく、地方版（市町村）子ども・子育て会議が条例で設置。市町村、都道府県の教育、保育施設や地域型保育事業等の施策に関し **地域のニーズを反映する役割** をもつ。

大和郡山市の場合・・・子ども・子育て支援法第77条第1項の規定に基づく審議会その他の合議制の機関として、平成25年7月「大和郡山市子ども・子育て会議条例」制定

地方版（市町村）子ども・子育て会議の構成員

一般的には・・・  
・子育ての当事者（子どもの保護者）  
・有識者、学識経験者、事業主代表・労働者代表  
・子ども・子育て支援関係者・事業者  
など

大和郡山市の場合・・・  
（1）子どもの保護者  
（2）子ども・子育て支援に関する事業に従事する者  
（3）子ども・子育て支援に関し学識経験のある者など  
（4）その他 （大和郡山市子ども・子育て会議条例第3条）

## 地方版（市町村）子ども・子育て会議の役割

一般的には・・・

- 当事者のニーズの把握、国・都道府県・市町村等の状況把握
- ニーズを踏まえた基本方針、事業計画、成果目標の検討
- 教育・保育施設等の給付の内容検討
- 事業計画等の進捗状況等の調査審議、点検・評価、効果測定、見直し（PDCAサイクル）

など

大和郡山市子ども・子育て会議条例では役割については定めがない。